

第71回 定時株主総会招集ご通知



開催日時

平成30年3月27日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋三丁目10番5号
オンワードパークビルディング 2階ホール
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議決権行使について

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年3月26日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

目的事項

報告事項

- 第71期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第71期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

証券コード 9260
平成30年3月12日

株 主 各 位

(本社所在地) 東京都中央区日本橋三丁目10番5号
(登記上の本店所在地) 兵庫県神戸市中央区磯辺通四丁目1番38号
西本Wismettacホールディングス株式会社
代表取締役会長 洲 崎 良 朗

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年3月26日(月曜日)午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月27日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
 2. 場 所 東京都中央区日本橋三丁目10番5号 オンワードパークビルディング 2階ホール
 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第71期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで) 計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.wismettac.com/ja/ir/stock/meeting.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告書を作成するに際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.wismettac.com/ja/ir/stock/meeting.html>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、全体としては緩やかな回復が続いているものの、中国をはじめアジア新興国等の経済の先行き、米国の政策の動向及び影響等先行きが不透明な状況が続いております。

一方、わが国経済は企業業績や雇用環境にも改善が見られる等、全体的には緩やかな回復基調が継続しております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、日本食をはじめとしたアジア食品・食材を北米中心に欧州、中国・東南アジア、豪州等で販売を行う「アジア食グローバル事業」及び青果物・水産物等の国内販売、輸出・三国間貿易を行う「農水産商社事業」を主たる事業として業績の向上に努めてまいりました。

アジア食グローバル事業は、日本食をはじめとしたアジア食品・食材を北米中心に海外のレストラン、食品スーパー等に販売しており、商品の企画・開発、仕入、輸入通関、保管・配送までの一貫したオペレーションを自社にて手掛けております。また、世界的な日本食ブームを背景とした市場拡大に歩調を合わせ、当社グループにおきましては、平成28年12月期は2社（英国、香港）、平成29年12月期は1社（香港）のM&Aによる連結子会社化に加え、5社（ドイツ1社、フランス4社（※））への出資による関連会社化を行いました。これにより、当社グループは北米では23拠点、北米以外の地域においては14拠点の販売網を構築することとなりました。

農水産商社事業は、青果物・水産物等を国内の卸売市場、量販店、外食・中食産業、食品メーカー等への輸入卸販売を行っており、また、青果物の輸出・三国間貿易等を行っております。国内輸入市場が横ばいとなる中、従来からの主力販路であった卸売市場に加え、それ以外の販路（量販店、外食・中食産業等）並びに海外販路（国産青果物の輸出、青果物の三国間貿易）の拡大に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高1,720億78百万円（前期比8.7%増）、営業利益63億24百万円（前期比13.7%減）、経常利益59億16百万円（前期比14.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益30億67百万円（前期比7.7%増）となりました。

(※)フランス4社につきましては、グループ企業（うち3社が同グループの連結子会社）となっております。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、セグメントの売上高につきましては、外部顧客への売上高を記載しております。

募集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

[セグメント別業績の概況]

① アジア食グローバル事業

アジア食グローバル事業の当連結会計年度における業績は、売上高1,184億44百万円（前期比11.6%増）、営業利益56億99百万円（前期比6.0%減）となりました。

北米地域におきましては、売上高は順調に伸長いたしました。営業・商品・物流各部門の強化を目的とした増員に加え、人件費及び物流費の上昇に伴い販売費及び一般管理費が増加し、増収減益の結果となりました。北米以外の地域につきましては、既存拠点における事業拡大及び収益力の強化に加え、英国・Harro Foods Limited、香港・慧思味達日本食品有限公司（平成29年9月29日付けで「日本食品有限公司」より社名変更）を連結子会社化したことにより、増収増益となりました。

② 農水産商社事業

農水産商社事業の当連結会計年度における業績は、売上高496億43百万円（前期比2.8%増）、営業利益4億31百万円（前期比60.1%減）となりました。

売上高につきましては、前年を上回る結果となりましたが、利益面では、第4四半期において持ち直しつつあるものの、前連結会計年度第4四半期以降のシトラス及びトロピカル商材の原価高騰の影響により、第3四半期までの実績をリカバーするまでには至らず減益となりました。

③ その他事業

その他事業の当連結会計年度における業績は、ハロウィン・クリスマス等のシーズン商品及びキャラクター商品等の国内販売が堅調に推移し、売上高39億90百万円（前期比2.6%増）、営業利益1億74百万円（前期比5.7%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、各拠点の拡大に向けた投資として8億61百万円を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において、東京証券取引所市場第一部への株式上場に伴い、公募増資及び自己株式の処分により82億64百万円、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資により44百万円の資金調達を行いました。

(4) 他の会社の株式等の取得その他企業再編の状況

- ① 平成29年1月に、NTC Wismettac Europe B.V.により、SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbHの発行済株式の20%を取得し、持分法適用関連会社といたしました。
- ② 平成29年2月に、NTC Wismettac Europe B.V.により、COMPTOIRS DES 3 CAPS SARLの発行済株式の20%を取得し、持分法適用関連会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取巻く食のグローバル流通事業の外部環境は、新興国の所得水準向上やいわゆる米国ミレニアル世代の台頭に代表されるような食の多様化、供食形態の変化（外食・中食需要増）、人口増加による食料資源問題、為替変動などにより激しく変化しております。他方、日本食を中心としたアジア食品のグローバル化の進行は未だその途上と考えられます。

このような状況下、当社グループとしましては、変化を先取りした施策の取り組みと既存事業における一層の収益性の向上の両立を目指します。具体的には、以下の戦略・方針を実現してまいります。

① 営業戦略

当社グループの主要市場である北米においては、より強固な営業基盤を構築すると共に、引き続き新規顧客の開拓を推進することでシェアの拡大を図ります。国内においては、引き続き安定収益を確保すると共に、新たな商品、加工又は販売形態による新規収益機会の創出を図ります。北米での成長を維持しつつも、北米以外のエリアについては、より一層積極的に市場開拓に向けて取り組んでいく方針であります。

また、業務用調理済加工食品、グルテンフリー（※1）やハラール対応（※2）等の多様化する食のニーズを見つめ、新しい食材、新しいメニュー、新しい食の文化を探求・提供するためにも、各国において、より現地に根差した活動を行っていくことが求められるものと考えております。係る課題に対処していくために、現地社員の採用を増やし、現地のニーズをつぶさに汲み取り商品開発に結び付けられるよう、無（多）民族、無（多）国籍経営を引き続き目指してまいります。例えば、現在北米エリアにおいては、日本食レストラン経営者構成に鑑みた営業人員の配置の最適化を目指しております。

当社グループは、サンキスト・グローワーズ社の日本輸入総代理元として、日本全国の卸売市場ヘシトラスを中心とした青果物を販売しております。シトラス以外にもトロピカル・野菜・バナナ等、幅広い商品ラインアップを取りそろえる中で取引量を増やし、その販路を拡大してまいりました。今後は、このような知見・技術を活かし、アジア各国への販売活動を広げるとともに、アジア食グローバル事業にて各国より調達した水産物を日本国内に販売する等、事業横断的に複合的な販売活動に取り組んでまいります。

（※1）グルテンとは、小麦粉等に含まれる粘り気のあるたんぱく質のことです。欧米では「グルテンフリー」としてグルテンを極力摂取しない、という食事方法があります。

（※2）ハラールとは、イスラム法において合法なもののことを指します。イスラム文化圏やイスラム教徒の方々からはハラールに準じた処理を施した食品を供給することが求められることがあります。

② 商品戦略

当社グループは、北米を中心に世界各国へ商品を提供するために、各国の法令やマーケットに合わせた商品開発を行わなければなりません。そのため、引き続き生産者やメーカー等と協働してマーケット・イン（※1）による高品質かつ迅速な商品開発を推進してまいります。ブランド戦略としては、プライベートブランド「Shirakiku」を軸として、その商品ラインナップを拡充し、「健康・安全・美味」を象徴する日本食のナショナルブランド（※2）としてより一層強化・育成してまいります。

また、資源動向、需給バランス、為替変動等の変化にも対応する商品ポートフォリオを意識して商品開発を行っております。多様化する食のニーズに対応するために、「できたものを売る」ではなく「マーケットから求められているものを作る」を念頭に活動してまいります。

なお、観光庁「訪日外国人消費動向 2017年10-12月期（速報）」によれば、訪日外国人の方々への「次回来日時に何をしたいか」というアンケート結果では「日本食を食べること」が最上位となっております。日本への訪問に際して日本食への関心度・興味が高まっていることがうかがえます。当社グループでは、係る日本食への関心・興味を受け、帰国後、自国の日本食レストランでも、より満足する、より訴求力のある食品・食材を供給していくことが課題であると認識しております。このような課題に対し、当社グループは、各国日本食レストラン経営者、生産者やメーカーとの連携を密にし、商品開発を行ってまいります。

（※1）市場ニーズを優先し、顧客視点で商品を企画・開発し、提供していくことを指します。

（※2）知名度の高い、メーカーブランドを意味しております。

③ 物流・システム戦略

当社グループでは自社物流機能を有しておりますが、在庫管理、流通加工及び配送業務において、国・地域や業界の慣例により一部で非効率なオペレーションも存在します。具体的には、物流オペレーションにおいては依然として「人の手」に頼る工程も多く残っています。今後、世界的に物流人件費の上昇が見込まれることを鑑みますと、「受注」から「配送」までの業務を一貫して効率運用できる物流システムの再構築を推進するとともに、自動制御ロジスティックシステム等の先進技術の導入も検討する等、今一層の徹底した在庫管理・物流機能の向上に努め、「小口配送網（※）」の維持・強化を進めてまいります。

また、グループ会社による輸出入の共同輸送やグループ会社間で管理システムを共有化することでも効率化を図ってまいります。

（※）小口配送網は高い効率性が求められており、大手卸売会社が参入するには一定の参入障壁があると考えております。

④ フードセーフティ・法令対応

当社グループは、取扱商品に関するフードセーフティ（食の安心・安全を担保する取り組み）や営業展開する世界各国の法令に対応するために、グループ各社にフードセーフティを管理する部署を設置している他、グループ外の専門家等も活用し、情報収集とその分析を迅速に対応できる組織的な体制の構築に取り組んでおります。係るフードセーフティ体制の更なる拡充・深化を進めていくにあたっては、サプライチェーン全体を管理し健康危害を防止する中でリスク対応力を高めていくこと、輸出国・輸入国の連携で既存の法令・新法令に適切に対応していくこと、当社グループ内でコンプライアンス意識を醸成し、法令遵守を担保していくことが継続的な課題であると認識しております。

このような課題に対し、より厳格な対応を目指すためにグループ外の専門家等も活用し、一層の情報収集とその分析を迅速に対応できる組織的な体制を構築してまいります。

⑤ 財務戦略

当社グループでは、主要取引が米ドルを中心とした外貨取引であるため、為替リスク対応が重要な課題と認識しております。このためグループ会社間における為替マリー（※）の活用や、三国間取引を行うことで為替リスクの極小化を図ってまいります。

また、当社グループの継続的成長を図るうえで、資金調達力の強化は重要な検討事項であると捉えております。今後は公募増資、社債発行等資本市場からの直接金融による資金調達力も考慮の上、安定した財務基盤の構築に取り組んでまいります。

（※）外国為替の売り持高と買い持高を結びつけることによって、為替持高を相殺することを指します。

⑥ M&Aを活用した成長の追求

当社グループでは、これまでも成長性が高く、かつ、マーケット全体に占める割合の大きいアジア及び欧州において複数のM&Aを実施してまいりました。今後も将来の事業展開に向けた新規のM&Aを実施していくことが切要であると捉えております。特に、北米及び国内以外の海外拠点については、早期稼働に向けた事業基盤の構築と併せて必要によりM&Aも検討してまいります。

⑦ 新技術、パラダイムシフトへの対応

食品業界では今後、養殖産業の発達等による食の工業化、水産・農産の都市化（産地直送化、消費地近辺での産出・生産）、健康意識の高まりによる加工食品からナチュラルフードへの嗜好の変化が起これと考えております。また、AI、IoTなどの新技術が実業の現場で活用されてくるようになってきています。

北米においては、ネット通販業者による食品販売の動きといった「ネットとリアル融合」も加速しており、これにより日本食の卸売会社間だけの競争から、日本食以外の総合食品卸売会社との競合、ネット専門業者の食品販売への参入、ネット通販業者によるリアル食品店舗への参入へと当社グループの事業拡大と共に競合が変化してくることが見込まれます。

当社グループでは、かねてからのサプライチェーンに対する強み、競合に対する強みを生かし、このような課題に対処してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成26年度 第68期	平成27年度 第69期	平成28年度 第70期	平成29年度 第71期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	135,173	158,254	158,338	172,078
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	3,444	4,509	2,847	3,067
1株当たり当期純利益(円)	275.67	360.94	227.95	236.37
総資産(百万円)	52,127	60,627	72,721	84,336
純資産(百万円)	32,839	37,131	38,979	49,753

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 当社は、平成29年6月1日付けで普通株式1株につき普通株式5株の株式分割を行っております。平成26年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	本店所在地	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
西本貿易株式会社	兵庫県	80 百万円	100	アジア食グローバル事業 その他事業
Wismettac Asian Foods, Inc.	米国	535 千米ドル	100	アジア食グローバル事業
Wismettac Asian Foods, Inc. (Canada)	カナダ	10 千カナダドル	(※1) 100	アジア食グローバル事業
西本連合食品商貿（上海）有限公司	中国	3,417 千人民元	(※1) 100	アジア食グローバル事業
NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	100 千シンガポールドル	100	アジア食グローバル事業
NTC Wismettac Australia Pty Ltd.	オーストラリア	1,000 千オーストラリアドル	100	アジア食グローバル事業
NTC Wismettac Europe B.V.	オランダ	37,213 千ユーロ	(※1) 100	アジア食グローバル事業
Harro Foods Limited	英国	600 千ポンド	(※1) 100	アジア食グローバル事業
慧思味達日本食品有限公司 (※2)	中国	500 千香港ドル	(※1) 100	アジア食グローバル事業
Wismettacフーズ株式会社	東京都	30 百万円	100	農水産商社事業
愛品盟果業貿易（上海）有限公司	中国	3,000 千人民元	(※1) 100	農水産商社事業
SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbH (※3)	ドイツ	70 千ユーロ	(※1) 20	アジア食グローバル事業
COMPTOIRS DES 3 CAPS SARL (※3)	フランス	200 千ユーロ	(※1) 20	アジア食グローバル事業

(※1) 間接保有による持分を含む比率であります。

(※2) 平成29年9月29日付けで「日本食品有限公司」より社名変更しております。

(※3) 持分法適用会社であります。

(8) 主要な事業内容 (平成29年12月31日現在)

事業	主要な事業内容
アジア食グローバル事業	日本食を中心としたアジア食材・食品の世界各国での卸売販売事業
農水産商社事業	生鮮、冷凍フルーツや野菜を輸入、卸売市場、量販店、外食・中食産業及び食品メーカーへの原料・食材供給、国産青果物の輸出、及び三国間貿易
その他事業	海外有名ブランド食品・キャラクターを用いたオリジナル商品販売事業、サプリメント販売、及びカタログ通販事業

(9) 主要な事業所等

- ① 当社
東京本社 東京都中央区
(登記上の本店所在地 兵庫県神戸市)
- ② 子会社
(7) 重要な子会社の状況に記載のとおりであります。

(10) 従業員の状況 (平成29年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
アジア食グローバル事業	1,372名	69名増
農水産商社事業	148名	2名増
その他事業	49名	6名増
全社 (共通)	69名	7名増
合計	1,638名	84名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) です。
2. 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。
3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
69名	7名増	41.2歳	8.5年

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）です。

2. 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。

(11) 主要な借入先（平成29年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,186 百万円
株式会社三井住友銀行	6,513
株式会社みずほ銀行	1,500
三井住友信託銀行株式会社	1,500
株式会社りそな銀行	1,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
(2) 発行済株式総数 14,353,140株 (自己株式数36株を含む)
(3) 株主数 7,799名
(4) 大株主

(平成29年12月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
多 津 巳 産 業 株 式 会 社	6,235 千株	43.4 %
洲 崎 良 朗	2,910	20.3
公 益 財 団 法 人 洲 崎 福 祉 財 団	1,300	9.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	407	2.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	214	1.5
金 井 孝 行	140	1.0
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	110	0.8
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	101	0.7
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMUNIBUS-MARGIN (CASHPB)	97	0.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	88	0.6

(注) 持株比率は、自己株式36株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 平成29年5月15日開催の取締役会決議に基づき、平成29年6月1日付にて実施した株式分割（1株を5株に分割）に伴い、発行可能株式総数は40,000,000株増加し、発行済株式の総数が10,570,592株増加しております。
- ② 平成29年5月23日開催の株主総会決議に基づき、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
- ③ 平成29年9月28日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が1,130,000株増加しております。
- ④ 平成29年10月30日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が9,900株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の状況

当社は、新株予約権を発行しておりません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (平成29年12月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
洲崎良朗	代表取締役会長CEO	Wismettacフーズ株式会社 代表取締役会長 西本貿易株式会社 代表取締役会長
金井孝行	代表取締役社長COO	西本貿易株式会社 代表取締役社長 Wismettac Asian Foods, Inc. Director, Chairman & President Wismettacフーズ株式会社 代表取締役副会長 NTC Wismettac Singapore Pte Ltd. Director NTC Wismettac Australia Pty Ltd. Director NTC Wismettac Europe B.V. Director Wismettac Asian Foods, Inc. (Canada) Director Harro Foods Ltd. Director 西本連合食品商貿(上海)有限公司 董事長 慧思味達日本食品有限公司 Director
木村敦彦	取締役CFO	Wismettac Asian Foods, Inc. Director NTC Wismettac Singapore Pte Ltd. Director NTC Wismettac Australia Pty Ltd. Director NTC Wismettac Europe B.V. Director Harro Foods Ltd. Director 西本連合食品商貿(上海)有限公司 監事 愛品盟果業貿易(上海)有限公司 監事
高橋伸治	取締役(常勤監査等委員)	Wismettacフーズ株式会社 監査役 西本貿易株式会社 監査役
能見公一	取締役(監査等委員)	コニカミノルタ株式会社 社外取締役 スパークス・グループ株式会社 社外取締役 金融庁 参与 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問
大村由紀子	取締役(監査等委員)	GuarantCo of the Private Infrastructure Development Group Director Assured Guaranty Ltd. Director Amatheon Agri Holding N.V. Director

募集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. 監査等委員である取締役能見公一及び大村由紀子の両氏は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 高橋伸治、委員 能見公一、委員 大村由紀子
3. 監査等委員である取締役高橋伸治氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、実効性ある監査を可能とすることができるものと考えているからであります。
4. 当社は、監査等委員である取締役能見公一及び大村由紀子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。平成29年12月31日現在の執行役員は4名で、NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director 磯田誠一郎、グループ人事広報部及び総務部担当 山際真之、Wismettac Asian Foods, Inc. Director 佐々祐史、Wismettacフーズ株式会社代表取締役社長 辻川弘で構成されています。

(2) 当期中に退任した役員は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	
清水正之	平成29年3月30日	任期満了	取締役 Wismettacフーズ株式会社 代表取締役社長

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役能見公一氏及び大村由紀子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額としております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	4	178 百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	37 百万円 (16 百万円)
合計 （うち社外取締役）	7 (2)	215 百万円 (16 百万円)

- (注) 1. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、平成29年3月30日開催の第70回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成29年3月30日開催の第70回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。
3. 当事業年度に係る役員退職慰労引当金として計上した37百万円（取締役（監査等委員を除く）33百万円、取締役（監査等委員）3百万円）を上記支給額に含めております。
4. 上記報酬等の額のほか、平成29年3月30日開催の第70回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して75百万円支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職先及び兼職内容	当社と当該他の法人等との関係
取締役 (監査等委員)	能見 公一	コニカミノルタ株式会社 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		スパークス・グループ株式会社 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		金融庁 参与	重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問	重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	大村 由紀子	GuarantCo of the Private Infrastructure Development Group Director	重要な取引その他の関係はありません。
		Assured Guaranty Ltd. Director	重要な取引その他の関係はありません。
		Amatheon Agri Holding N.V. Director	重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席回数 (出席率)	監査等委員会 出席回数 (出席率)	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	能見 公一	17/17回 (100%)	14/14回 (100%)	金融機関における長年の経験と幅広い知見から、当社の経営に対し、適宜助言を行っております。
取締役 (監査等委員)	大村 由紀子	17/17回 (100%)	14/14回 (100%)	海外におけるマネジメント経験や金融機関における長年の経験と幅広い知見から、当社の経営に対し、適宜助言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

40百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

56百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り額算出根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の連結子会社のうち、一部の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である内部管理体制整備に関する助言業務、上場申請に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役は、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、法令及び定款を遵守するとともに「取締役会規程」、「監査等委員会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等の関連規程のもとに、その役割及び責任を明確にします。取締役及び使用人は、全社、各部門及びグループ各社の単位で、これらの関連規程に服することを徹底することとします。
 - ・ 取締役及び使用人が、法令、定款または関連規程の違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会、取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制を強化することとします。
 - ・ 内部監査室は、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めることとします。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の重要な意思決定または重要な報告に関しては、社内規定（文書管理規程）に従い、適切な管理を行い、取締役、監査等委員がこれらの文書を閲覧できるものとします。

- ③ 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社取締役および子会社の取締役は、それぞれの担当部署において、業務執行にかかる種々のリスク評価、識別、監視の重要性を認識し、適切なリスク管理体制を整備します。
 - ・ 当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが発生または発生が予測される場合は、当該担当取締役は直ちに代表取締役に報告します。代表取締役は、必要に応じ代表取締役を対策本部長とするリスク対策本部を設置するとともに、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーに相談し、損害の拡大を防止し、損害を最小限に食い止める体制を整備することとします。

- ④ 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会で、各取締役の担当役割及び担当部門を決定し、業務執行責任を明確にすることとします。
 - ・ 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督するものとします。
 - ・ 担当取締役は、担当する業務の執行状況を監督し、各部門の実施状況は、部門責任者が参加する会議にて評価することとします。

- ⑤ 当社の子会社の取締役その他取締役に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社の子会社については、「関係会社管理規程」に基づき管理、監督、指導を行い、子会社のガバナンスが確保できる体制を作ることとします。
 - ・子会社の重要な事項は、当社の経営企画部を経る形の稟議申請を行うこととし、業務の適正を確保することとします。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - ・監査等委員1名が常勤であることから、適切な情報の伝達、十分な情報の収集、会計監査人や内部監査室との緊密な連携を実現できるものと判断し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置かないものとします。しかし、監査等委員会より求めがあった場合には、必要な使用人を置くことで監査等委員会の職務遂行を補助する体制を確保することとします。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置いた場合には、当該使用人に関し、監査等委員会の補助者としての職務においては、監査等委員会の指示のみに従うものとします。また、当該要員の人事異動、人事考課及び懲戒処分には、監査等委員会の承認を得なければならないものとします。

- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、及び前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人等は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時はただちに監査等委員会に当該事実を報告することとします。
 - ・また、監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人等に対し、報告を求めることができることとします。
 - ・当社は、監査等委員会へ報告したことを理由とした不利益な処遇は一切行わないこととします。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）する際に生ずる費用の前払又は支払の請求をしたときは、速やかに処理するものとします。

- ⑩ その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員会は、代表取締役社長、取締役（監査等委員である取締役を除く）、会計監査人及び内部監査室長と随時面談を行い、意見交換を実施するものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組の状況

- ・当社グループのリスク管理及びコンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス規程を制定いたしました。
- ・同規程に基づき、以下の者で構成される常設諮問委員会を設置いたしました。
委員長：当社取締役CFO
委員：当社代表取締役社長、当社グループ人事広報部長、当社内部監査室長
- ・常設諮問委員会では、当社グループのリスク管理及びコンプライアンス体制が適切に整備・運用されていることを継続的にモニタリングしており、月に1回以上の頻度でコンプライアンス会議を開催しております。また重要な問題が生じた場合には直ちに必要な対応を協議・決定したうえで取締役会へ報告する体制としております。
- ・経営企画部のリスク・コンプライアンスグループは、リスク管理事務局として当社のリスク管理全般に関する事項の検討・立案を行い、重要案件等については、常設諮問委員会または取締役会に付議又は報告しております。
- ・法令違反等の未然防止のため、内部通報規程を制定するとともに、同規程に基づき、内部通報窓口を社内外に設置し、運用を開始しております。
- ・当社グループすべての役員、社員等が遵守すべき倫理規範として、倫理規程を制定いたしました。
- ・当社グループでは、取扱商品に関するフードセーフティに対応するため、グループ各社にフードセーフティを管理する部署を設置している他、グループ外の専門家等も活用し、情報収集とその分析を迅速に対応できる組織的な体制の構築に取り組んでおります。

② 情報の保存及び管理に関する取組の状況

- ・当社グループにおける顧客情報および営業秘密の不正な取得、使用および開示その他顧客情報および営業秘密にかかる不正行為を防止するためにグループ共通の規程として「情報管理規程」を制定いたしました。
- ・同規程の下で、担当役員を総括管理責任者、総括管理責任者が任命した各部署員又は各本部員を情報管理者として、顧客情報及び営業秘密の適切な管理体制を構築、運用しております。
- ・当社グループがその事業遂行上取り扱う個人情報の適切な利用と保護のため、グループ共通の規程として「個人情報保護規程」を制定いたしました。
- ・同規程の下で、担当役員を個人情報管理責任者、個人情報管理責任者が任命した各部署員又は各本部員を個人情報管理者として、個人情報の適切な管理体制を構築、運用しております。
- ・上記の情報管理体制を維持するため、「情報システム管理規程」において、情報システム機器等に関するセキュリティの規定を定め、運用しております。
- ・このような顧客情報、営業秘密及び個人情報等の取扱いについては、随時、役職員に対する指導、教育及び規程の周知徹底を行っております。

③ 内部監査に関する取組の状況

・内部監査規程に基づき、内部監査室が、当社グループ各社の組織、制度及び業務の運営が諸法規、会社の経営方針、諸規程等に準拠し、適正かつ効率的に実施されているか否かを検証、評価することにより、経営管理の諸情報の正確性を確保し、業務活動の正常な運営と改善向上を図ることを目的として監査を実施しました。また、それらの結果を定期的に取締役会に報告しております。内部監査においては、改善提案を行うとともに、その後の改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。

④ リスクマネジメントに関する取組の状況

・当社では、以下の組織体制により、当社において想定されるリスクに的確に対応できるよう努めております。

a. 取締役会

リスク管理に関する重要事項については、取締役会において審議決定を行っております。

b. リスク管理最高責任者

社長は、リスク管理最高責任者として、リスク管理全般を推進・統括するとともに全部門に対してリスク管理の強化、推進に必要な改善を指示しております。

c. リスク管理責任者

本部長及び社長直轄部門長は、リスク管理責任者として自部門のリスク管理を遂行しております。

d. リスク管理事務局

経営企画部のリスク・コンプライアンスグループは、リスク管理事務局として当社のリスク管理全般に関する事項の検討・立案を行い、重要案件等については、取締役会に付議又は報告しております。

⑤ 職務執行の効率性の確保に関する取組の状況

・当期において、取締役会は17回開催され、法令及び取締役会規程に基づいて所要の事項の決議・報告並びに経営予算の進捗状況の確認等をおこなったほか、取締役の業務執行について監督しました。また、社外取締役を含む取締役全員および執行役員を交えて、当社グループの経営課題について議論を深めました。

⑥ 監査等委員会の監査の実効性に確保に関する取組の状況

・平成28年3月の監査等委員会設置会社移行以降、監査等委員は、取締役として取締役会の決議に加わるとともに、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、常勤監査等委員が執行役員会、月次予算会議、TCMP/コンプライアンス会議等の重要な会議に出席したほか、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧しました。

- ・当期において、監査等委員会は14回開催され、監査方針及び監査計画の決定、監査基準等の策定、取締役の業務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査等をおこないました。
- ・監査等委員と代表取締役との意見交換を実施したほか、会計監査人との意見交換を随時実施いたしました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と財務体質強化のため内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続して実施していくことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、M&Aや物流・システム投資等、事業の拡大に必要な投資に充当し、企業価値向上に努めてまいります。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款第40条に定めております。

当事業年度の配当金につきましては、平成30年2月26日開催の取締役会決議により、1株当たり70円の配当（配当金の総額：1,004,717,280円）とさせていただきますことといたしました。

なお、配当金のお支払開始日（効力発生日）は平成30年3月13日（火曜日）とさせていただきます。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	75,663	流動負債	19,648
現金及び預金	31,303	支払手形及び買掛金	9,959
受取手形及び売掛金	18,816	短期借入金	4,935
たな卸資産	23,185	1年内返済予定の長期借入金	151
繰延税金資産	553	リース債務	60
その他	2,066	未払金	2,322
貸倒引当金	△262	未払法人税等	195
固定資産	8,673	賞与引当金	525
有形固定資産	3,538	その他の	1,497
建物及び構築物	2,455	固定負債	14,934
機械装置及び運搬具	451	長期借入金	12,612
工具、器具及び備品	105	リース債務	191
リース資産	246	繰延税金負債	221
その他	280	役員退職慰労引当金	494
無形固定資産	2,245	退職給付に係る負債	1,007
のれん	760	その他	406
ソフトウェア	195	負債合計	34,583
顧客関連資産	1,174	(純資産の部)	
その他	114	株主資本	48,351
投資その他の資産	2,889	資本金	2,646
投資有価証券	1,303	資本剰余金	6,531
差入保証金	365	利益剰余金	39,173
繰延税金資産	484	自己株式	△0
その他	762	その他の包括利益累計額	1,402
貸倒引当金	△26	その他有価証券評価差額金	15
		繰延ヘッジ損益	8
		為替換算調整勘定	1,378
		純資産合計	49,753
資産合計	84,336	負債及び純資産合計	84,336

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		172,078
売上原価		142,232
売上総利益		29,845
販売費及び一般管理費		23,521
営業利益		6,324
営業外収益		
受取利息及び配当金	95	
持分法による投資利益	28	
受取保険金	1	
その他の	32	158
営業外費用		
支払利息	197	
上場関連費用	114	
為替差損	252	
その他の	1	565
経常利益		5,916
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産除売却損	1	
減損損	515	516
税金等調整前当期純利益		5,402
法人税、住民税及び事業税	2,201	
法人税等調整額	133	2,334
当期純利益		3,067
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		3,067

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100	774	36,111	△5	36,980
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	2,546	2,546			5,092
剰 余 金 の 配 当			△4		△4
親会社株主に帰属する当期純利益			3,067		3,067
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		3,210		5	3,216
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	2,546	5,756	3,062	5	11,370
当 期 末 残 高	2,646	6,531	39,173	△0	48,351

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	11	42	1,945	1,999	38,979
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					5,092
剰 余 金 の 配 当					△4
親会社株主に帰属する当期純利益					3,067
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					3,216
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	4	△34	△567	△596	△596
当 期 変 動 額 合 計	4	△34	△567	△596	10,774
当 期 末 残 高	15	8	1,378	1,402	49,753

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,535	流動負債	330
現金及び預金	10,557	未払金	173
売掛金	125	未払法人税等	32
未収入金	19	賞与引当金	35
未収還付法人税等	57	その他	88
関係会社短期貸付金	1,722	固定負債	3,426
繰延税金資産	32	長期借入金	3,000
その他	42	退職給付引当金	15
貸倒引当金	△22	役員退職慰労引当金	410
固定資産	4,536	負債合計	3,756
有形固定資産	67	(純資産の部)	
建物	40	株主資本	13,299
工具、器具及び備品	26	資本金	2,646
無形固定資産	150	資本剰余金	6,531
商標権	59	資本準備金	3,015
ソフトウェア	50	その他資本剰余金	3,515
ソフトウェア仮勘定	40	利益剰余金	4,121
投資その他の資産	4,319	利益準備金	25
投資有価証券	44	その他利益剰余金	4,096
関係会社株式	3,993	別途積立金	3,360
差入保証金	188	繰越利益剰余金	736
繰延税金資産	77	自己株式	△0
その他	14	評価・換算差額等	15
		その他有価証券評価差額金	15
		純資産合計	13,315
資産合計	17,071	負債及び純資産合計	17,071

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,865
売上総利益		1,865
販売費及び一般管理費		1,664
営業利益		200
営業外収益		
受取利息及び配当金	19	
その他の	2	22
営業外費用		
支払利息	13	
上場関連費用	114	
その他の	1	129
経常利益		93
税引前当期純利益		93
法人税、住民税及び事業税	5	
法人税等調整額	△45	△39
当期純利益		132

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	100	469	305	774	25
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	2,546	2,546		2,546	
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分			3,210	3,210	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	2,546	2,546	3,210	5,756	-
当 期 末 残 高	2,646	3,015	3,515	6,531	25

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産 合計
	利益剰余金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計					
	別途積立金	繰越利益剰余金						
当 期 首 残 高	3,360	609	3,994	△5	4,863	11	11	4,874
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行					5,092			5,092
剰 余 金 の 配 当		△4	△4		△4			△4
当 期 純 利 益		132	132		132			132
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0			△0
自 己 株 式 の 処 分				5	3,216			3,216
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						4	4	4
当 期 変 動 額 合 計	-	127	127	5	8,436	4	4	8,440
当 期 末 残 高	3,360	736	4,121	△0	13,299	15	15	13,315

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月22日

西本Wismettacホールディングス株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 田 良 洋 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 尚 子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西本Wismettacホールディングス株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西本Wismettacホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年2月22日

西本Wismettacホールディングス株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 津 田 良 洋 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 尚 子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西本Wismettacホールディングス株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、会社及び重要な子会社（Wismettac Asian Foods, Inc.、Wismettacフーズ株式会社、西本貿易株式会社、NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd.）について重要な会議における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、その他の子会社については、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月26日

西本Wismettacホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 高橋伸治 ㊞

監査等委員 能見公一 ㊞

監査等委員 大村由紀子 ㊞

(注) 監査等委員能見公一及び大村由紀子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

監査等委員でない取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされた結果、異論はございませんでした。監査等委員でない取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	すさき よしろう 洲崎良朗 (昭和33年1月18日生) [再任] 所有する 当社株式の数 2,910,000株	昭和55年9月 モルガン銀行東京支店入社 昭和63年9月 当社取締役 平成6年5月 当社代表取締役社長 平成12年10月 アイピーエム西本株式会社（現Wismettacフーズ株式会社） 代表取締役会長（現任） 平成24年3月 西本貿易株式会社代表取締役会長（現任） 平成29年3月 当社代表取締役会長CEO（現任） [重要な兼職の状況] Wismettacフーズ株式会社 代表取締役会長 西本貿易株式会社 代表取締役会長 (監査等委員でない取締役候補者とした理由) 洲崎良朗氏は、昭和63年に当社取締役に就任、平成6年より平成29年まで代表取締役社長、その後は代表取締役会長CEOとして、当社グループの経営及び事業の拡大を牽引し、経営全般において、その役割・責務を適切に果たしております。これまでの長年にわたる当社グループ経営の経験と知見を活かし、今後も当社グループの企業価値の更なる向上に貢献することが期待されます。以上のことから、監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	かない たかゆき 金井孝行 (昭和34年4月16日生) [再任] 所有する 当社株式の数 140,000株	昭和57年4月 株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行） 入行 平成20年10月 同行執行役員 平成22年10月 当社取締役 西本貿易株式会社専務取締役 Nishimoto Trading Co., Ltd. (現 Wismettac Asian Foods, Inc.) Director, Chairman & President 平成24年3月 西本貿易株式会社代表取締役社長（現任） 平成27年1月 Wismettacフーズ株式会社代表取締役副社長 平成28年3月 当社取締役グループ事業統括本部長 平成29年3月 当社代表取締役社長COO（現任） Wismettacフーズ株式会社代表取締役副会長（現任） 平成30年2月 Wismettac Asian Foods, Inc. Director（現任） [重要な兼職の状況] 西本貿易株式会社 代表取締役社長 Wismettacフーズ株式会社 代表取締役副会長 Wismettac Asian Foods, Inc. Director NTC Wismettac Singapore Pte Ltd. Director NTC Wismettac Australia Pty Ltd. Director NTC Wismettac Europe B.V. Director Wismettac Asian Foods, Inc. (Canada) Director Harro Foods Ltd. Director 慧知旺食品商貿（上海）有限公司 董事長 慧思味達日本食品有限公司 Director (監査等委員でない取締役候補者とした理由) 金井孝行氏は、平成22年10月の当社入社以来、グループ主要子会社の代表取締役として各社の事業成長を推進し、現在は当社代表取締役社長COOとして、当社グループの全体事業戦略を遂行、グループ事業の拡大を推進しており、経営全般において、その役割・責務を適切に果たしております。引き続き当社グループの企業価値の更なる向上に貢献することが期待されます。以上のことから、監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	きむら あつひこ 木村 敦彦 (昭和33年2月4日生) [再任] 所有する 当社株式の数 一株	昭和55年4月 アーサーアンダーセン会計事務所（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成13年5月 同所パートナー 平成17年6月 当社取締役 平成24年3月 当社執行役員 平成28年3月 当社取締役グループ管理本部長 平成29年3月 当社取締役CFO（現任） [重要な兼職の状況] Wismettac Asian Foods, Inc. Director NTC Wismettac Singapore Pte Ltd. Director NTC Wismettac Australia Pty Ltd. Director NTC Wismettac Europe B.V. Director Harro Foods Ltd. Director 慧知旺食品商貿（上海）有限公司 監事 愛品盟果業貿易（上海）有限公司 監事 (監査等委員でない取締役候補者とした理由) 木村敦彦氏は、平成17年6月の当社入社以来、執行役員並びに取締役、現在は取締役CFOとして、当社の財務戦略の立案、決定及びその遂行並びに管理部門全般の統括において、その役割・責務を適切に果たしております。引き続きグループ全体の管理部門全般における重要な職務を遂行することが期待されます。以上のことから、監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 平成30年1月5日付けで、西本連合食品商貿（上海）有限公司は、慧知旺食品商貿（上海）有限公司に社名変更しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	たかはし しんじ 高橋 伸治 (昭和34年4月8日生)	昭和57年4月 三井物産株式会社入社 平成元 年6月 株式会社ソシエ・ワールド入社 平成5 年1月 同社常務取締役 平成11年9月 当社取締役 平成20年3月 アイピーエム西本株式会社（現Wismettacフーズ株式会社） 取締役 平成21年3月 愛品盟果業貿易（上海）有限公司董事 平成28年3月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任） 西本貿易株式会社監査役（現任） Wismettacフーズ株式会社監査役（現任） [重要な兼職の状況] Wismettacフーズ株式会社 監査役 西本貿易株式会社 監査役
	[再任] 所有する 当社株式の数 一株	(監査等委員である取締役候補者とした理由) 高橋伸治氏は、当社及びグループ各社において、執行役員並びに取締役として、管理や事業統括、営業の職務に携わった後、平成28年3月の当社の監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役に就任し、常勤監査等委員としての役割・責務を適切に果たしております。当社グループの事業運営、管理及び監査に関する豊富な経験から、今後も業務執行に対する監査及び監督の職務を遂行することが期待されます。以上のことから、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	のうみ きみかず 能見公一 (昭和20年10月24日生) [再任] [社外取締役] [独立役員] 所有する 当社株式の数 一株	昭和44年4月 農林中央金庫入庫 平成11年6月 同金庫常務理事 平成14年6月 同金庫専務理事 平成16年6月 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社代表取締役社長 平成18年6月 株式会社あおぞら銀行代表取締役副会長 平成19年2月 同行代表取締役会長兼CEO 平成21年7月 株式会社産業革新機構代表取締役社長CEO 平成27年7月 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション顧問(現任) 平成28年3月 当社取締役(監査等委員)(現任) 平成28年6月 コニカミノルタ株式会社取締役(現任) 平成29年1月 金融庁参与(現任) 平成29年6月 スパークス・グループ株式会社取締役(現任) [重要な兼職の状況] コニカミノルタ株式会社 社外取締役 スパークス・グループ株式会社 社外取締役 金融庁 参与 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問 (監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 能見公一氏は、農林中央金庫及び株式会社あおぞら銀行にて金融業の経営に、また株式会社産業革新機構において投資活動を通じた新規事業の育成及び企業の自己変革の支援等の業務に携わってこられました。平成28年3月より当社の監査等委員である社外取締役に就任し、その役割・責務を適切に果たしております。今後も豊富な経験と幅広い識見に基づいた経営全般の監視と有効な助言が期待されます。以上のことから、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p>おおむら ゆきこ 大村由紀子 (昭和30年7月4日生)</p> <p>[再任] [社外取締役] [独立役員]</p> <p>所有する 当社株式の数 一株</p>	<p>昭和55年8月 米州開発銀行入行 昭和59年8月 モルガン銀行東京支店入社 平成6年5月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社入社 平成8年3月 UBS証券株式会社入社 平成10年8月 ドレスナー・クラインオート・ワッサーズ・スタイン証券会社入社 平成16年3月 多数国間投資保証機関長官・CEO 平成22年2月 国際農業開発基金事務次官・COO 平成25年1月 GuarantCo of the Private Infrastructure Development Group Director 平成26年5月 Assured Guaranty Ltd. Director (現任) 平成27年1月 Amatheon Agri Holding N.V. Director(現任) 平成28年3月 当社取締役 (監査等委員) (現任) 平成30年1月 GuarantCo of the Private Infrastructure Development Group Chair (現任) (平成30年3月 The Private Infrastructure Development Group Director 就任予定)</p> <p>[重要な兼職の状況] GuarantCo of the Private Infrastructure Development Group Chair Assured Guaranty Ltd. Director Amatheon Agri Holding N.V. Director</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 大村由紀子氏は、外資系金融機関や国際的な公的金融機関において、金融業務や経営に携わられ、現在も複数の海外企業の取締役に就任されています。平成28年3月より当社の監査等委員である社外取締役に就任し、その役割・責務を適切に果たしております。今後も豊富な国際経験と幅広い識見に基づいた経営全般の監視と有効な助言が期待されます。以上のことから、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>

募集
ご
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

株
主
総
会
参
考
書
類

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、能見公一氏及び大村由紀子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額としております。なお、能見公一氏及び大村由紀子氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 能見公一及び大村由紀子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、能見公一氏及び大村由紀子氏の再任が承認された場合には、独立役員の届出を継続する予定であります。
4. 能見公一及び大村由紀子の両氏の監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

開催
日時

平成30年3月27日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催
場所

東京都中央区日本橋三丁目10番5号
オンワードパークビルディング 2階ホール
(TEL : 03-6870-2015)



交通の
ご案内

■ JR各線

「東京」駅 徒歩7分

■ 東京メトロ銀座線

「京橋」駅 徒歩3分

■ 東京メトロ銀座線

「日本橋」駅 徒歩3分

■ 都営浅草線

「日本橋」駅 徒歩3分

■ 東西線

「宝町」駅 徒歩5分

西本Wismettacホールディングス株式会社

UD
FONT

見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。

